

砂川市訓令第13号  
令和4年3月29日

砂川市中小企業デジタル化推進補助金交付要綱を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

## 砂川市中小企業デジタル化推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この訓令は、コロナ禍においてデジタル化を推進し、新しい生活様式への対応、働き方改革、業務の効率化による生産性の向上等に取り組む中小企業者（中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する市内の中小企業者をいう。以下同じ。）を支援するため、ITツールの導入等（以下「デジタル化推進事業」という。）に要する費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、中小企業者が令和4年4月1日から令和5年1月31日までに行ったデジタル化推進事業とし、次に掲げる費用とする。

- (1) デジタル化推進に必要なシステムの導入、物品の購入等にかかる費用
- (2) インターネット上で商品やサービスを販売するウェブサイトの導入等活用にかかる費用
- (3) キャッシュレス決済等導入にかかる費用

### (補助率及び補助金額)

第3条 補助金の額は、前条の期間におけるデジタル化推進事業に要する費用のうち、ITツールの導入に要する費用の5分の4以内とし、その限度額は30万円とする。

### (申請受付期間)

第4条 補助金の申請受付期間は、令和4年4月1日から令和5年1月31日までとする。

### (申請及び交付の方式)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砂川市中小企業デジタル化推進補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付の上、市長に提出するものとする。

- (1) デジタル化推進事業の実施状況がわかる書類
- (2) デジタル化推進事業の実施に要する費用の支払いの事実がわかる書類の写し
- (3) 砂川市中小企業デジタル化推進補助金申請に係る誓約書兼承諾書（別記第2号様式）
- (4) 補助金の振込口座の番号がわかる金融機関の通帳の写し等の書類

2 市による交付は、申請者から通知された金融機関の口座に振り込むこととする。

### (交付の決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、交付を決定したときは、砂川市中小企業デジタル化推進補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知の上補助

金を交付するものとし、不交付と決定したときは、砂川市中小企業デジタル化推進補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付等に関する周知）

第7条 市長は、本事業の実施に当たり、対象者の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法により中小企業者への周知を行う。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、中小企業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） この訓令の規定に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （3） その他交付することが不相当と認められる事由が生じたとき。

（その他）

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（この訓令の失効）

- 2 この訓令は、令和5年1月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項の申請を行った者に係る同条第2項及び第8条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

砂川市中小企業デジタル化推進補助金申請書

年 月 日

砂川市長様

郵便番号 〒

事業所所在地

屋号又は事業所名

代表者氏名

電話番号

砂川市中小企業デジタル化推進補助金の交付を受けたいので、砂川市中小企業デジタル化推進補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業内容（事業実施理由及び事業実施後に見込まれる効果を記載してください。）

3 添付書類

(1) デジタル化推進事業の実施状況がわかる書類（下記に該当するもの）

- ・デジタル化対象機器等が店舗や事業所に備え付けていることがわかる写真
- ・システムやソフトウェア導入の取り組み内容がわかる書類等の写し
- ・委託契約、賃貸借契約、リース契約などの契約書の写し

(2) デジタル化推進事業の実施に要する費用の支払いの事実がわかる書類の写し

(3) 砂川市中小企業デジタル化推進補助金申請に係る誓約書兼承諾書（別記第2号様式）

(4) 補助金の振込口座の番号がわかる金融機関の通帳の写し等の書類

別記第2号様式（第5条関係）

砂川市中小企業デジタル化推進補助金申請に係る誓約書兼承諾書

私は、砂川市中小企業デジタル化推進補助金の申請にあたり、下記のことを誓約及び承諾します。

記

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。
- 2 補助金の支給後、砂川市中小企業デジタル化推進補助金交付要綱第8条の規定により、対象条件に該当しなくなった場合は、交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

年 月 日

事業所所在地

代表者氏名（自署又は記名押印）

別記第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

北海道砂川市長

砂川市中小企業デジタル化推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砂川市中小企業広告宣伝支援事業助成金については、砂川市中小企業デジタル化推進補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定額

円

2 振込予定日

年 月 日（ ）

別記第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

北海道砂川市長

砂川市中小企業デジタル化推進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砂川市中小企業広告宣伝支援事業助成金については、砂川市中小企業デジタル化推進補助金交付要綱第8条の規定に基づき審査した結果、次の理由により不交付となりましたので通知します。

不交付の理由